

公益通報（ヘルプライン）規程

（目的）

第1条 特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下、「この法人」という。）における法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「公益通報（ヘルプライン）規程」（以下、「この規程」という。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員（以下、「役職員」という。）に対して適用する。

（通報等）

- 第3条 この法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）を行うことができる。
- 2 通報等を行った者（以下、「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。
 - 3 役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

- 第4条 役職員は、この規程に基づいて通報等をする場合、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。
- 2 役職員から通報等を受けるヘルプライン担当理事を置く。
 - 3 ヘルプライン担当理事は、申告事項について受け付け、その対応を行うものとする。

（公正公平な調査）

- 第5条 ヘルプライン担当理事は、その事実の有無及び内容について速やかに調査を行う。また、通報等の調査は公正かつ公平に行う。
- 2 前項の調査において、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第6条 ヘルプライン担当理事は、通報者に対して調査結果をできる限り速やかに

通知するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第7条 ヘルプライン担当理事は、調査結果に基づき速やかに必要な対応を行うものとする。

- 2 調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
- 4 調査結果並びにその対応については、理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第8条 ヘルプライン担当理事は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。

- 2 ヘルプライン担当理事は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 役職員は、ヘルプライン担当理事に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第9条 役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報（ヘルプライン）制度のための教育)

第10条 役職員に対して、公益通報（ヘルプライン）制度に関する研修を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日から施行する。

(別表)

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為
- 2 この法人の役職員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為
- 4 この法人の倫理規程に違反する行為
- 5 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為